

那珂川市地域防災計画

地震対策編

令和7年2月

那珂川市防災会議

第1章 総 則	1
第1節 計画の策定方針	3
第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置	4
第3節 市の概況	18
第4節 災害危険性	19
第5節 防災ビジョン	22
第2章 災害予防計画	23
第1節 災害に強い組織・ひとづくり	25
第2節 災害に強いまちづくり	31
第3節 応急活動体制の整備	39
第3章 災害応急対策計画	53
第1節 応急活動体制	55
第2節 防災気象情報の収集・伝達	65
第3節 被害情報等の収集・伝達	67
第4節 災害広報・広聴	68
第5節 応援要請・受け入れ	69
第6節 災害救助法の適用	70
第7節 避難対策	71
第8節 要配慮者支援対策	74
第9節 安否情報の提供	75
第10節 消防・救出・救助活動	76
第11節 医療・救護活動	77
第12節 二次災害の防止対策	78
第13節 交通対策・緊急輸送	81
第14節 生活救援活動	82
第15節 住宅対策	84
第16節 衛生・清掃対策	86
第17節 遺体の処理・埋葬	87
第18節 公共施設等の応急対策	88
第19節 文教対策	89
第20節 公安警備活動	90

第4章	災害復旧計画	91
第1節	災害復旧・災害復興の基本方針	93
第2節	市民生活安定のための緊急措置	94
第3節	災害復旧事業	95
第4節	復興計画	96

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置

第3節 市の概況

第4節 災害危険性

第5節 防災ビジョン

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、及び那珂川市防災会議条例第2条の規定に基づき、那珂川市防災会議が作成する計画であって、市・県及び関係機関や公共的団体その他市民がその所有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画改訂の基本方針

風水害対策編第1章「総則」第1節「計画の策定方針」第2「計画改訂の基本方針」を参照。

第3 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

①地震災害

第4 計画の構成

風水害対策編第1章「総則」第1節「計画の策定方針」第4「計画の構成」を参照。

第5 他の計画との関係

風水害対策編第1章「総則」第1節「計画の策定方針」第5「他の計画との関係」を参照。

第6 計画の修正及び周知徹底

風水害対策編第1章「総則」第1節「計画の策定方針」第6「計画の修正及び周知徹底」を参照。

第7 調査・連携

風水害対策編第1章「総則」第1節「計画の策定方針」第7「調査・連携」を参照。

第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置

第1 市	
機関の名称	事務又は業務の大綱
市	【災害予防】
	① 市防災会議に係る事務に関すること
	② 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
	③ 防災施設の整備に関すること
	④ 防災に係る教育・訓練に関すること
	⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	⑥ 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
	⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
	⑧ 生活必需品・応急食料等の備蓄に関すること
	⑨ 給水体制の整備に関すること
	⑩ 市域における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること
	⑪ 市民の自発的な防災活動の促進に関すること
	⑫ 災害危険区域の把握に関すること
	⑬ 各種災害予防事業の推進に関すること
	⑭ 防災知識の普及に関すること
	⑮ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
	⑯ 企業等の防災対策の促進に関すること
	⑰ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
	⑱ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること
	⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること
	【災害応急対策】
	① 水防・消防等応急対策に関すること
	② 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関すること
	③ 避難の準備情報・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
	④ 災害時における文教・保健衛生に関すること
	⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関すること
	⑥ 被災者の救難・救助その他の保護に関すること
	⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること
	⑧ 復旧資機材の確保に関すること
	⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること
	⑩ 災害時における交通・輸送の確保に関すること
	⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
	⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
	⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること
	⑭ 市所管施設の被災状況調査に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	【災害復旧】 ① 激甚法等による災害復旧事業の推進に関すること ② 被災証明の発行、雇用機会の確保、生活資金の貸与等、市民生活安定のための支援に関すること ③ 公共土木施設・農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ④ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資に関すること ⑤ 市民税等公的徴収金の猶予・減免措置に関すること ⑥ 義援金・義援品の受領、配分に関すること

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	【災害予防】 ① 福岡県防災会議に係る事務に関すること ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑫ 防災知識の普及に関すること ⑬ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑭ 消防応援活動調整本部に関すること ⑮ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑯ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ⑰ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること 【災害応急対策】 ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	示、調整に関すること ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ⑨ 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑭ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること 【災害復旧】 ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② 物価の安定に関すること ③ 義援金品の受領、配分に関すること ④ 災害復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害融資等に関すること
筑紫保健福祉環境 事務所	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 医療の確保に関すること ② 防疫その他保健衛生に関すること
那珂県土整備事務所	県知事が直接管理する河川・道路・施設等について、下記の措置をとる。 【災害予防】 ① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定又は指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄・整備に関すること ⑤ 雨量・水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路・橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 洪水警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
福岡農林事務所 (福岡県災害警戒・ 対策福岡地方本部)	【災害予防】・【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害に関する情報収集、関係行政機関との連絡調整に関すること ② 災害対策応急事務に関すること
筑紫県税事務所	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 被災者に対する県税の減免及び徴収猶予に関すること ② 災害時における市の応援に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
県教育委員会 (福岡教育事務所)	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 被災児童及び生徒の救護、及び応急教育に関する事 ② 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事

第3 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県警察本部	【災害予防】 ① 災害警備計画に関する事 ② 警察通信確保に関する事 ③ 関係機関との連絡協調に関する事 ④ 災害装備資機材の整備に関する事 ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑦ 防災知識の普及に関する事 【災害応急対策】 ① 災害情報の収集及び伝達に関する事 ② 被害実態の把握に関する事 ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ④ 行方不明者の捜索に関する事 ⑤ 危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関する事 ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関する事 ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ⑩ 広報活動に関する事 ⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関する事

第4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊福岡駐屯地 第四師団司令部 第四後方支援連隊	【災害予防】 ① 災害派遣計画の作成に関する事 ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害派遣による県・市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

第5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	【災害応急対策】 ① 広域緊急救助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること ③ 他の管区警察局との連携に関すること ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑤ 警察通信の運用に関すること
福岡財務支局	【災害応急対策】 ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること 【災害復旧】 ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	【災害応急対策】 ① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	【災害予防】 ① 米穀の備蓄に関すること ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること 【災害応急対策】 ① 応急用食料の調達・供給に関すること ② 農業関係被害の調査・報告に関すること ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること ⑤ 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること 【災害復旧】 ① 被害農業者等に対する融資等に関すること ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ⑥ 技術者の応援派遣等に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	【災害予防】 ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること 【災害復旧】 ① 復旧対策用材の供給に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州経済産業局	【災害予防】 ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 【災害応急対策】 ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ② り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 【災害復旧】 ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	【災害予防】 ① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 【災害応急対策】 ① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	【災害予防】 ① 交通施設及び設備の整備に関する事 ② 宿泊施設等の防災設備に関する事 【災害応急対策】 ① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 ② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調節に関する事 ⑤ 緊急輸送命令に関する事
大阪航空局 (福岡空港事務所)	【災害予防】 ① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事 ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 【災害応急対策】 ① 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事
福岡管区气象台	【災害予防】 ① 地震に関する観測施設を整備すること ② 地震等に関する防災気象知識の普及に関する事 ③ 緊急地震速報及び地震情報を発表すること 【災害応急対策】・【災害復旧】 ④ 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること ⑤ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州総合通信局	【災害予防】 ① 非常通信体制の整備に関すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における電気通信の確保に関すること ② 非常通信の統制、管理に関すること ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	【災害予防】 ① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること 【災害応急対策】 ① 労働者の業務上の災害補償に関すること 【災害復旧】 ① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 【災害予防】 ① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定又は指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄・整備に関すること ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路・橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること 【災害応急対策】 ① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑥ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ⑦ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ⑧ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ⑨ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局	⑩ 市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に すること 【災害復旧】 ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進にすること
九州防衛局	【災害応急対策】 ① 災害時における防衛省（本省）との連携調整 ② 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援
国土地理院九州地 方測量部	【災害予防】 ① 地殻変動の監視にすること 【災害応急対策】 ① 災害時における地理空間情報の整備・提供にすること 【災害復旧】 ① 復旧・復興のための公共測量における指導・助言にすること
九州地方環境事務 所	【災害予防】 ① 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整にすること ② 環境監視体制の支援にすること 【災害復旧】 ① 災害廃棄物等の処理対策にすること

第6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会 社(博多総合車両所) (以下、JR西日本)	【災害予防】 ① 鉄道施設の防火管理にすること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保にすること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備にすること 【災害応急対策】 ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用にすること 【災害復旧】 ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進にすること
西日本電信電話株式会 社(九州支店)(以下、N TT西日本)、NTTコ ミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会 社、株式会社NTTドコ モ(九州支社)、ソフトバ ンク株式会社、楽天モバ	【災害予防】 ① 電気通信設備の整備と防災管理にすること ② 応急復旧用通信施設の整備にすること 【災害応急対策】 ① 気象警報の伝達にすること ② 災害時における重要通信にすること ③ 災害関係電報、電話料金の減免にすること

機関の名称	事務又は業務の大綱
イル株式会社	
日本銀行（福岡支店、北九州支店）	【災害予防】・【災害応急対策】 ① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調整に関すること ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ⑤ 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社（福岡県支部）	【災害予防】 ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金(品)の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会（以下、NHK）（福岡放送局）	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社(福岡支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	【災害予防】 ① 緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること 【災害復旧】 ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社 福岡南配電事業所（以下、九州電力）	【災害予防】 ① 電力施設の整備と防災管理に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における電力の供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
西部ガス株式会社（以下、西部ガス）	【災害予防】 ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
西部ガス株式会社 (以下、西部ガス)	【災害応急対策】
	① 災害時におけるガスの供給確保に関すること
	【災害復旧】
	① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (九州支社)	【災害応急対策】
	① 災害時における郵政事業運営の確保
	② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

第7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人福岡県トラック協会	【災害予防】
	① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること
	【災害応急対策】
	① 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
一般社団法人福岡県LPガス協会	【災害予防】
	① LPガス施設の整備と防災管理に関すること
	② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること
	【災害応急対策】
	① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること
	【災害復旧】
	① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県医師会	【災害予防】・【災害応急対策】
	① 災害時における医療救護の活動に関すること
	② 負傷者に対する医療活動に関すること
	③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること
公益社団法人福岡県歯科医師会	【災害予防】
	① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること
	【災害応急対策】
	② 災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人福岡県看護協会	【災害予防】
	① 災害看護についての研修や訓練に関すること
	【災害応急対策】
	① 要配慮者への支援に関すること
	② 指定避難所等における看護活動に関すること
	③ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること
公益社団法人福岡県薬剤師会	【災害予防】
	① 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人福岡県薬剤師会	【災害応急対策】 ① 災害医療救護活動に関すること ② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること ③ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること ④ 指定避難所等での避難者支援（服薬指導等）に関すること ⑤ その他公衆衛生活動に関すること
株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象・地象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	【災害予防】 ① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ② 職員や市民の災害に対する意識の向上に関すること 【災害応急対策】 ① 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ② 災害ボランティアの活動体制強化に関すること ③ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

第8 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
春日・大野城・那珂川消防組合（以下、消防組合）	【災害予防】 ① 危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制、指導に関すること ② 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制

機関の名称	事務又は業務の大綱
春日・大野城・那珂川消防組合（以下、消防組合）	の指導・育成に関すること ③ 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること ② 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること ③ 人命の救助及び救急に関すること
春日那珂川水道企業団（以下、水道企業団）、福岡都市圏南部環境事業組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の防災活動に対する協力に関すること

第9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
那珂川市消防団	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 水火災及びその他災害の予防・警戒・防御に関すること ② 災害等の情報収集に関すること ③ その他消防に関すること
一般社団法人筑紫医師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 医療救護及び助産活動に関すること ② 防疫及び遺体の検案の協力に関すること ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人筑紫歯科医師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 歯科医療活動に関すること ② 遺体の検案の協力に関すること ③ 県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人筑紫薬剤師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 医薬品の調剤・服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達・供給に関すること ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡活動に関すること
行政区（区又は自治会等）	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 地域内住民への災害に関する情報伝達・広報広聴活動に関すること ② 出火防止及び初期消火に関すること ③ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること ⑤ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること
筑紫農業協同組合（那珂川支店他）	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
筑紫農業協同組合 (那珂川支店他)	③ 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関すること ⑤ 災害時における食料及び物資の供給に関すること
那珂川市商工会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること ③ 被災中小企業に対する融資のあっせんに関すること ④ 災害時における救助物資・復旧資材の確保、あっせん及び被災者に対する炊き出しに関すること
公益社団法人福岡県 宅地建物取引業協会 (筑紫支部)	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関する こと
那珂川市土木協力 会、那珂川市建設業 協力会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること ② 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること ③ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること ④ その他災害時における復旧活動の協力に関すること ⑤ 加盟各事業者との連絡調整に関すること
那珂川市コンサルタ ント協会、一般社団 法人筑紫地区建設コ ンサルタント協会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害箇所における測量設計に関すること ② 的確な情報収集に関すること
筑紫地区ビル管理事 業協働組合	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 建築物内等の床上浸水の処理及び泥水、汚水、その他ごみ、土砂等の搬出運 搬に関すること ② 洗浄、消毒の協力及び清掃等に関する物資の提供に関すること ③ 建築物の設備等の被害調査、応急処置
南福岡管工事協同組 合	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関すること ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること
公益社団法人日本下 水道管路管理業協会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、 修繕）に関すること ② その他必要とされる業務に関すること
那珂川市電設協力会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害時における電気設備の復旧活動の協力に関すること ② 加盟各事業者との連絡調整に関すること
那珂川市社会福祉協 議会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害時のボランティアの受け入れに関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
那珂川市社会福祉協議会	② 被災者の生活支援活動の協力に関すること ③ 県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関すること
那珂川市防犯組合連絡協議会、春日地区交通安全協会那珂川支部	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること ③ その他災害応急対策業務の協力に関すること
那珂川市交通安全施設業協力会	【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 交通安全施設の応急復旧に関すること
危険物・有毒物等保有施設	【災害予防】 ① 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること

第10 市民・事業所

区分	事務又は業務の大綱
市民	【災害予防】 ① 自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認すること ② 平常時から食料・飲料水等の備蓄（3日分）、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進める等、日頃から自主的に災害に備えること 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めること
事業所	【災害予防】 ① 従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力等の地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努めること 【災害応急対策】・【災害復旧】 ① 従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力等の地域への貢献といった役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力すること ② 必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定の締結に努めること。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

風水害対策編第1章「総則」第3節「市の概況」第1「自然的条件」を参照。

第2 社会条件

風水害対策編第1章「総則」第3節「市の概況」第2「社会条件」を参照。

第4節 災害危険性

第1 災害履歴

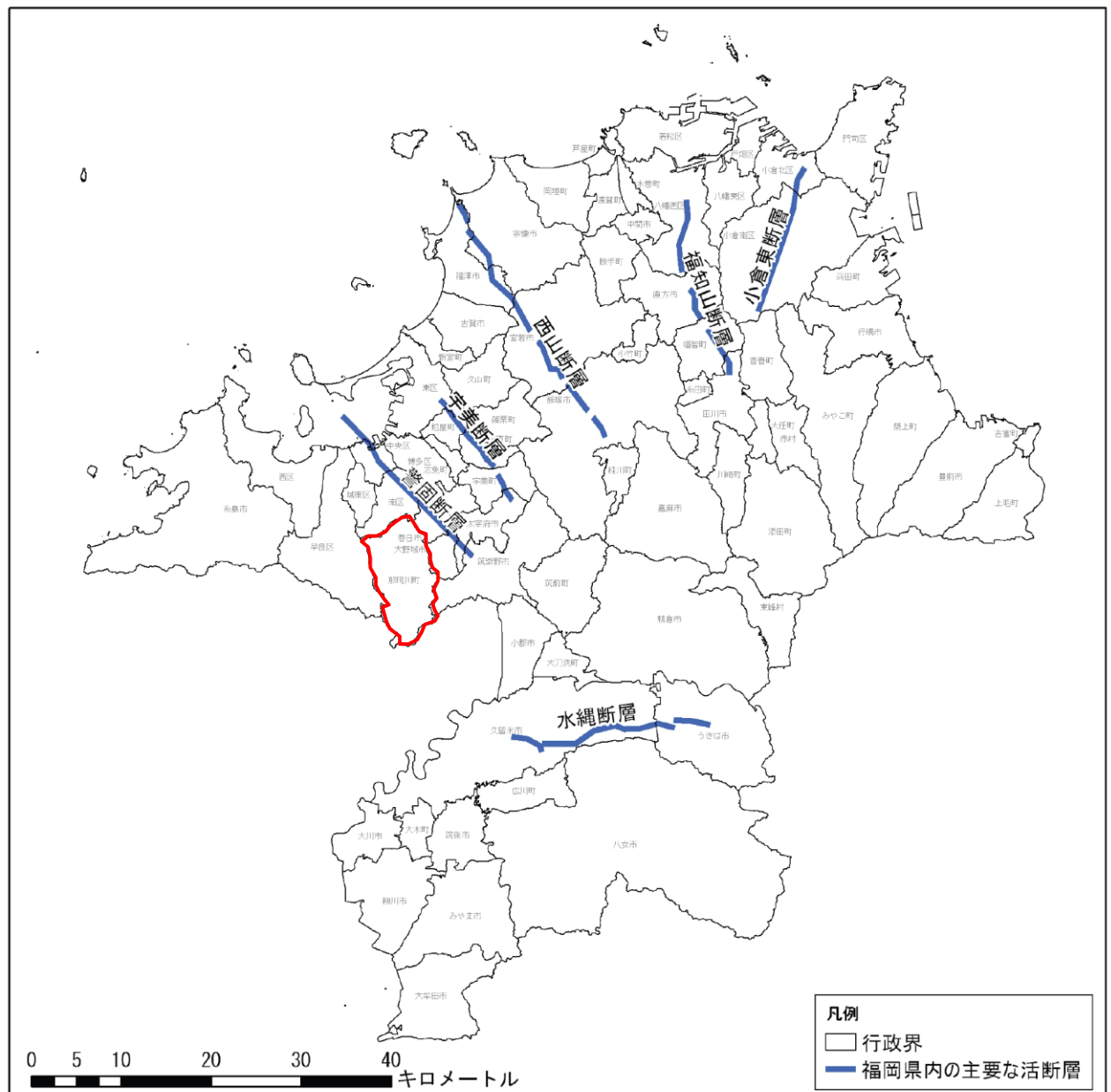
風水害対策編第1章「総則」第4節「災害危険性」第1「災害履歴」を参照。

第2 想定地震による市内の被害予測

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）によると、本市に被害を及ぼす可能性のある活断層による想定地震は、次のように想定される。

また、この想定地震による那珂川市で発生する被害の想定量、及び液状化の危険度を示す。

活断層	活動の規模	断層の長さ	最大震度
西山断層（南東部）	マグニチュード7.3	約31km	6弱
警固断層（南東部）	マグニチュード7.2	約27km	6強
警固断層（北西部）	マグニチュード7.0	約25km	6弱
宇美断層	マグニチュード6.9	約18km	6弱



■ 想定地震による那珂川市で発生する被害の想定量

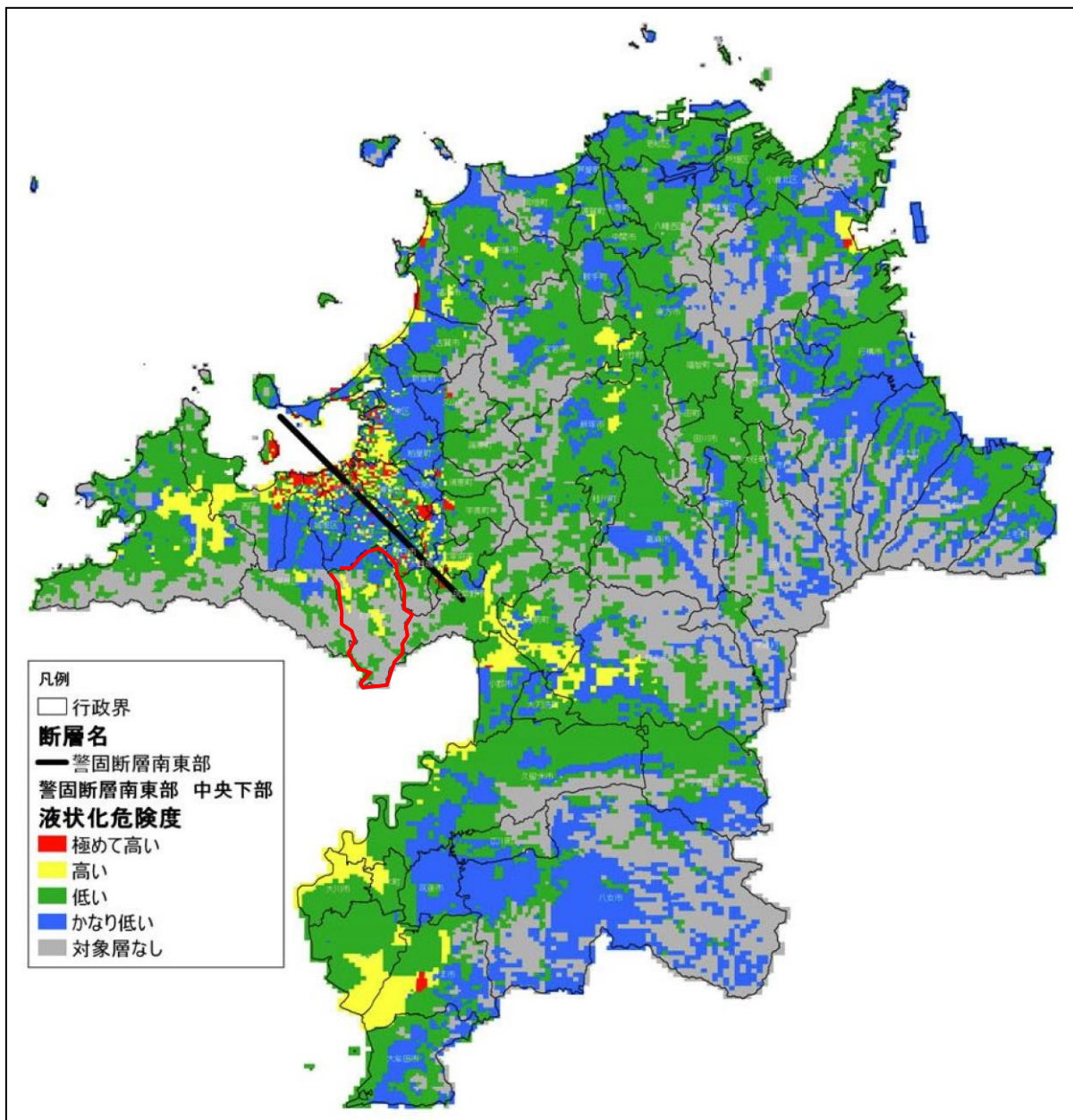
被害想定項目			小倉東断層			西山断層			警固断層（南東部）			水縄断層			
			南 西 下 部	中 央 下 部	北 東 下 部	南 東 下 部	中 央 下 部	北 西 下 部	南 東 下 部	中 央 下 部	北 西 下 部	北 東 下 部	中 央 下 部	南 西 下 部	
人的被害	死者数		0	0	0	0	0	0	1	15	12	0	0	0	
	負傷者数		0	0	0	0	20	20	124	489	426	20	20	0	
	要救出現場（箇所）数		0	0	0	0	0	0	8	82	65	0	0	0	
	要救出者数		0	0	0	0	0	0	9	93	74	0	0	0	
	要後方医療搬出者数		0	0	0	0	2	2	12	49	43	2	2	0	
	避難者数		0	0	0	0	3	3	54	530	421	3	3	0	
斜面崩壊	斜面崩壊危険度（A）箇所数		0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	
	斜面崩壊被災建物棟数		0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	
建物倒壊	木造建物	全壊	0	0	0	0	0	0	10	166	132	0	0	0	
	被害棟数	半壊	0	0	0	0	0	0	35	206	175	1	0	0	
	非木造建物	全壊	0	0	0	0	1	1	11	39	31	1	1	0	
	被害棟数	半壊	0	0	0	1	7	7	38	98	83	6	3	0	
火災	火災全出火棟数		0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	
	火災焼失棟数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ライフライン	上水道管被害箇所数		0	0	0	0	17	19	100	249	221	20	6	0	
	下水道管被害箇所数		0	0	0	0	0	0	4	17	4	0	0	0	
	都市ガス管被害箇所数		0	0	0	0	0	0	1	4	4	0	0	0	
	電柱被害本数		0	0	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0	
	電話柱被害本数		0	0	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0	
	生活 支 障 世 帯 数	居住の制約		0	0	0	0	2,729	3,050	16,056	19,105	19,105	3,211	963	0
		食糧・飲料水		0	0	0	0	2,729	3,050	16,056	19,105	19,105	3,211	963	0
		電気		0	0	0	0	0	0	0	3,173	2,869	0	0	0
		情報通信回線（NTT）		0	0	0	0	0	0	0	133	99	0	0	0
エレベータ閉じ込め者数			0	0	0	6	28	34	57	170	158	40	23	6	

■ 想定地震による那珂川市で予測される液状化の危険度

活断層	破壊開始	液状化の危険度
西山断層（南東部）	北西下部	高い
西山断層（延長）	北西下部	高い
警固断層（南東部）	南東下部	高い
	中央下部	極めて高い（ごく一部）、高い
	北西下部	高い
警固断層（北西部）	中央下部	高い
水縄断層	北東下部	高い
宇美断層	南東下部	高い
	中央下部	高い
	北西下部	高い

※液状化危険度が極めて高い、もしくは高いと予測されたものを記載

■ 那珂川市で予測される液状化危険度が最も高くなる想定地震（警固断層（南東下部）中央下部）



第5節 防災ビジョン

第1 計画の理念

風水害対策編第1章「総則」第5節「防災ビジョン」第1「計画の理念」を参照。

第2 基本計画

風水害対策編第1章「総則」第5節「防災ビジョン」第2「基本計画」を参照。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

第2節 災害に強いまちづくり

第3節 応急活動体制の整備

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項目	担当
第1 防災組織の整備	安全安心課・総務課・税務課・生活福祉課・教育総務課・建設課・関係機関
第2 自主防災体制の整備	安全安心課・消防組合（消防団）
第3 企業等防災対策の促進	安全安心課・消防団
第4 防災訓練	安全安心課・関係各課・関係機関
第5 防災知識の普及	安全安心課・消防組合（消防団）
第6 市民の心得	安全安心課・消防組合・関係機関

第1 防災組織の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第1節「災害に強い組織・ひとづくり」第1「防災組織の整備」を参照。

第2 自主防災体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第1節「災害に強い組織・ひとづくり」第2「自主防災体制の整備」を参照。

■ 参考例：個人・家族、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人・家庭	○各個人の日常生活圏の危険性の認識 ○緊急地震速報等の防災情報の理解の促進 ○家屋や塀の耐震強化措置 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備 ・耐震消火装置付器具の仕様と作動状況の点検 ・安全な火気使用環境の確保 ○初期消火体制の整備 ・初期消火器具の確保と使用訓練 ○指定緊急避難場所・避難ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資器材の保管 ○必要な物資の備蓄	○緊急地震速報等の防災情報の自主的収集 ○出火防止 ○初期消火 ○家族の安否確認（電話は使用しない。）及び保護
隣近所	○高齢者等要配慮者の安全対策の話し合い ○近所の災害環境の共同監視 ○救出用資器材の共同管理	○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者運搬 ○隣近所の出火防止措置 ・隣近所の家庭にガス元栓閉栓呼びかけ ・高齢者世帯等の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○近所の要配慮者の安否確認 ○要配慮者の救出・避難誘導

自主防災体制	平常時	警戒・発災時
自主防災組織	○家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置） ○危険箇所の点検・除去 ○指定緊急避難場所・避難ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材（防災資機材）の管理 ○防災知識の普及 ○各種防災訓練の実施及び参加	○救出活動の喚起（救出協力者を募る） ○出火防止措置の喚起 ○初期消火活動の応援 ○近所の要配慮者の安否確認の喚起 ○要配慮者の救出・避難誘導・運搬 ○指定避難所の開設・管理運営 ○給食・給水 ○救助物資の分配に関する協力

第3 企業等防災対策の促進

風水害対策編第2章「災害予防計画」第1節「災害に強い組織・ひとづくり」第3「企業等防災対策の促進」を参照。

第4 防災訓練

市は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者も含めた地域市民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

1. 総合防災訓練

市が中心となり、近隣の各市町村・県・県警察本部・警察署・自衛隊等防災関係機関のできるだけ多くの参加を呼びかけ、総合防災訓練を実施する。

また、自主防災組織・ボランティア組織・学校・事業所・一般市民の参加を要請する。

■ 訓練種目

◆情報の収集・伝達	◆災害対策本部の設置、運営	◆交通規制及び交通整理
◆避難準備及び避難誘導、避難所の運営		◆救出・救助・救護・応急医療
◆ライフライン復旧	◆各種火災消火	◆道路復旧・障害物排除
◆緊急物資輸送	◆給水給食	◆その他

2. 個別訓練

（1）応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は以下の要領で実施する。

- ①市、県、及び関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- ②訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において地震発生直後からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。
- ③市は、地域における防災力の向上を図るため、市民を対象とした図上訓練を実施する。

(2) 要配慮者利用施設における防災訓練

災害時に、幼児・児童・生徒・傷病者・高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・病院及び社会福祉施設等は、避難訓練を重点に防災訓練を定期的実施する。

(3) 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の初動体制の強化に努める。

また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(4) 非常通信訓練

市、県、及び関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

(5) 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、市民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(6) 被災建築物応急危険度判定訓練

市及び県は、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

第5 防災知識の普及

1. 市職員に対する防災教育

市は、市民の生命・身体及び財産を災害から守るため、災害発生の未然防止、災害発生時の被害の最小化、被災者の救護等を円滑に実施しなくてはならない。このため、市職員は、防災に関し知識を深めるとともに責務を理解し、訓練及び研修等に積極的に参加する。

(1) 研修の実施

市職員に対する防災知識、役割の分担等に関する次の研修の実施に努める。

■ 研修項目

◆災害対策活動の概要	◆防災関係職員としての心構え	◆班内での役割の分担
◆防災情報集約システム及び防災行政無線システムの取扱い方法		
◆災害情報収集・伝達の要領、報告様式の活用		◆防災の基礎知識
◆防災関係法令の運用	◆災害に対する地域の危険性	

(2) マニュアルの作成

関係各課は、突発的災害に対応するための参集・配備体制の徹底及び応急対策活動の円滑な実施のため、各種応急対策マニュアルの作成に努める。

2. 市民に対する防災知識の普及

市は、市民に対し、地震等の被害想定結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行事が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を市民等に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

■ 防災知識の普及事項

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------------|
| ◆災害に関する一般知識 | ◆市地域防災計画の概要 | ◆災害情報の正確な入手方法 |
| ◆要配慮者への配慮 | ◆災害時における風評による人権侵害を防止するための知識 | |
| ◆災害に備えた食料・救急用品・非常持出品等の備蓄・準備 | | |
| ◆避難所、避難路等避難対策に関する知識 | | |
| ◆火災予防に関する事項 | ◆住宅の耐震診断・補強・火気の始末等、地震に関する対策事項 | |
| ◆室内外における災害発生時の心得 | ◆災害危険箇所 | ◆防災訓練、自主防災活動の実施 |

3. 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ◆防災に関する知識の習得 | ◆周囲の状況に応じ安全に行動する態度や能力の育成 |
| ◆防災管理・組織活動の充実・徹底 | |

第6 市民の心得

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における心得

(1) 平常時の心得

- ①家の中の安全な場所、非常持出品の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ②がけ崩れに注意するとともに、危険と思われる場合は市に連絡する。
- ③建物の補強、家具の固定をする。
- ④火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ⑦地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ①まずわが身の安全を図る。
- ②すばやく火の始末をする。
- ③火が出たらまず消火する。
- ④あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑤狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑥山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ⑦避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ⑧みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ⑨正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑩秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 地震発生時の外出時の心得

- ①住宅地：路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランター等）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹等）に注意する。
- ②繁華街：窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばん等で頭を保護して避難する。
- ③山・丘陵地：落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地等の山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。
- ④屋内：あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

2. 職場における心得

(1) 平常時の心得

- ①事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の整備に努める。
- ②消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- ③消防計画により避難訓練を実施する。
- ④とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- ⑤重要書類等の非常持出品を確認する。
- ⑥不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(2) 地震発生時の心得

- ①すばやく火の始末をする。
- ②職場の消防計画に基づき行動する。
- ③職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- ④正確な情報を入手する。
- ⑤近くの職場同士で協力し合う。
- ⑥エレベーターの使用は避ける。
- ⑦マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。
- ⑧無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

3. 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ①急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させる。
- ②停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ③車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難するとき

- ①被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

第2節 災害に強いまちづくり

項目	担当
第1 河川・ため池の整備・市民への周知	建設課・農林課・安全安心課
第2 土砂災害防止対策	建設課・安全安心課・都市計画課・農林課
第3 火災予防計画	安全安心課・消防組合
第4 市街地の整備	建設課・都市計画課
第5 建築物等の安全化	関係各課
第6 ライフライン施設の安全対策	安全安心課・農林課・下水道課・水道企業団
第7 交通施設の安全対策	建設課・都市計画課
第8 公共施設の液状化対策	関係機関

第1 河川・ため池の整備・市民への周知

河川、ため池施設は、県、水利組合等と連携した調査を行い、必要に応じて次に示す防災対策の強化を図るとともに、災害時の情報連絡体制を確立する。

◆堤防等の河川施設の防災対策

◆堤体の補強並びに漏水防止等、ため池施設の防災対策

第2 土砂災害防止対策

風水害対策編第2章「災害予防計画」第2節「災害に強いまちづくり」第2「土砂災害防止対策」を参照。

第3 火災予防計画

風水害対策編第2章「災害予防計画」第2節「災害に強いまちづくり」第3「火災予防計画」を参照。

第4 市街地の整備

アセスメント調査では、市街地の中に木造住宅の密集地等で延焼火災の危険性が高い地区が幾つか認められた。このような地区では、出火・延焼すると、消火活動が困難な場合が多く、避難活動の支障となることも考えられる。

防災上の観点から、地区の居住環境・防災等の機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1. 住環境整備事業の推進

住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境として整備することを推進する。県は、その事業計画について、技術的助言を行う。

2. 造成地の災害予防対策

市は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。造成地における開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、崖崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他

の措置を講ずる。

第5 建築物等の安全化

1. 基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は次によるものとする。

- (1) 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動、及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。
- (2) この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) さらに、諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなる恐れがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) また、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策もふくまれる。

なお、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、県は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画を策定し、耐震診断・改修の促進を図るための施策、建築物の所有者等に指導、助言等を行うものとし、また、市は、国の基本方針や福岡県建築物耐震改修促進計画を基に、那珂川市住宅・建築物耐震改修促進計画を策定する。

2. 建築物等の耐震性確保

(1) 公共建築物の耐震性の確保

①市有施設の耐震性確保に関する方針

ア) 新築建築物

新たに建設される市有施設は、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

イ) 新耐震基準以前に建築された建築物

次の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。特に a、b 及び c の施設については、非構造部材を含む耐震性対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- a 災害応急対策活動に必要な施設
- b 指定避難所として位置づけられた施設
- c 多数の市民が利用する施設
- d その他

ウ) 新耐震基準以降に建築された既存建築物

次の施設について、非構造部材を含む耐震性対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の

兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- a 災害応急対策活動に必要な施設
- b 指定避難所として位置づけられた施設
- c 多数の市民が利用する施設

②既存市有施設等の耐震性確保に関する取り組み

ア) 市有施設

全施設の耐震化は完了しているため、引き続き耐震性を有し安全な建築に努める。

イ) 教育施設等

- a 学校建築については、仮設等の附属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
- b 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。
- c 老朽施設については、更新、補強を図る。
- d 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ) 公営住宅

市営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、公営住宅長寿命化計画等に基づき、適正な管理に努める。

エ) 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 一般建築物の耐震性の確保

①方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、市はそのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行う。なお、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

②新築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図る。

③既存建築物の耐震化対策

ア) 県及び市による取り組み

- a 民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報等により、民間建築物の耐震性の向上を図る。
- b 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

イ) 県による取り組み

- a 耐震化の必要性、耐震工法や施行方法等の技術知識等について、パンフレット等の配布、セミナーの開催等により、広く市民に普及・啓発する。
- b 市が行う耐震改修工事補助事業について、必要な支援を行う。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

市は、県と連携し、被害が発生する恐れのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発に努める。

①エレベーターの地震防災対策

地震発生時にエレベーターの緊急停止により人が閉じ込められてしまう等の被害を避け

るため、安全対策について施設の所有者及び管理者に対し普及・啓発を図る。

②窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、施設の所有者及び管理者に対し、落下防止対策について、啓発を行うとともに、業界団体の協力を仰ぎ、講習会や勉強会等の開催を依頼・支援するよう努め、施設の所有者及び管理者に注意喚起するとともに、必要に応じ適切な対策を講じるように普及・啓発を図る。

③ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、国や県と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及・啓発を図る。

④工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

⑤建物内の安全対策

ア) 学校校舎

学校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

イ) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

ウ) 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

エ) 民間建築物

建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

⑥公共施設及び危険物施設の点検整備等

道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

⑦その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

3. 文化財災害予防対策

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

- (1) 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、消防組合等と協力し、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

- (2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- (3) 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
 - ①防火管理体制の整備
 - ②環境の整備
 - ③火気の使用制限
 - ④火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - ⑤自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - ⑥火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- (4) 防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。
 - ①消火施設
 - ②警報設備
 - ③その他の設備
- (5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- (6) 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第6 ライフライン施設の安全対策

水道、電気、ガス等は日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、水道、電気、ガス事業者等はこれらの供給を円滑に実施するとともに、耐震性の確保等の措置を講ずる。

1. 水道施設

災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の耐震化の整備増強を推進する。

水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震化及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保等を含め必要な施設の整備増強を図る。

2. 下水道施設

急激に進む市街化に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の設計及び施工に当たっては耐震対策を講じ、施設の整備増強を図る。

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

また、民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の

必要な資機材の整備等に努める。

3. 電気施設・ガス施設

電気事業者は、突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震性及び耐浪性等の整備に常に努力を傾注する。

ガス事業者は、地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

4. 一般通信施設、放送施設

通信事業者は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化等の予防措置を講じ万全を期する。

放送事業者は、非常災害が発生し、又は発生する恐れのある場合における放送電波の確保を図るため、災害対策規程を定め、放送設備、局舎設備等について耐震化等の各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

5. ため池施設

災害を防止するため所管する、ため池の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

(1) ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、整備及び県への申請を推進する。また、市は、県と連携してため池を調査し、安全対策及び防災情報連絡体制の確立を図る。

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合等を推進する。

第7 交通施設の安全対策

道路・橋梁は、人や物を輸送するだけでなく、火災の延焼防止や災害時の避難・緊急物資の輸送ルート等多様な機能を有している。このため各道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

1. 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、市道について、法面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(1) 道路防災点検

道路法面の崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

(2) 道路の防災工事

(1) の調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地

質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。

2. 橋梁の整備

橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、点検調査を実施し、橋梁の補強を行う。また、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁については、被害を限定的な損傷に留めるための対策を実施する。それ以外の橋梁についても順次対策を実施する。

3. 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、横断歩道橋設計指針に基づき建設されているが、建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化が生じていることも考えられるので、落下等により交通障害物となることを防止するため、本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の点検調査を実施し、補修等対策が必要なものの整備を推進する。

4. 道路啓開用資機材の整備

建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材の整備に努める。

5. 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を道路管理者に要望する。

第8 公共施設の液状化対策

1. 現状

県のアセスメント調査によると、市の集落の大半が存在する河川沿いの谷底平野・氾濫平野では液状化危険性が高いと予測され、とくに警固断層（南東部）の中央下部が破壊開始点となった場合、一部でその危険性が極めて高い箇所が存在する。

液状化が発生すると、次のような被害が生じる。

- ◆地中のガス管・上下水道管・地下埋設物等、軽量構造物の浮上
- ◆杭等の深い基礎で支えていない建物、橋梁等の重量構造物の沈下・傾斜
- ◆堤防等、盛土の基礎地盤の液状化に伴う構造物沈下やすべり破壊の発生
- ◆護岸や擁壁の側方流動、押し出し

2. 液状化対策

液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

（1）液状化対策の調査・研究

県及び市並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

（2）液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

①液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

②液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

③代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

（3）液状化対策の普及・周知

県及び市並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

さらに、市民に対し液状化現象やその危険地域の情報を提供し、市民への液状化対策の必要性の理解を深め、防災意識の高揚を図る。

第3節 応急活動体制の整備

項目	担当
第1 広域応援・受援体制等の整備	安全安心課・総務課・人事秘書課・生活福祉課・関係各課
第2 防災体制・施設・資機材等の整備	安全安心課・関係各課
第3 災害救助法等運用体制の整備	安全安心課・関係各課
第4 情報収集・伝達体制の整備	安全安心課・総務課・障がい者支援課・高齢者支援課・健康課
第5 広報・広聴体制の整備	安全安心課・総務課・市民課・生活福祉課
第6 二次災害の防止体制の整備	安全安心課・関係各課
第7 避難体制の整備	安全安心課・教育委員会・障がい者支援課・高齢者支援課・健康課・子育て支援課
第8 緊急輸送体制の整備	税務課・関係機関
第9 帰宅困難者支援体制の整備	安全安心課・関係各課
第10 救出救助体制の整備	安全安心課・健康課・障がい者支援課・高齢者支援課・消防組合・消防団
第11 医療救護体制の整備	健康課・生活福祉課・関係機関
第12 要配慮者安全確保体制の整備	安全安心課・障がい者支援課・高齢者支援課
第13 災害ボランティアの活動環境等の整備	安全安心課・関係各課
第14 災害備蓄物資等の整備・供給	安全安心課・税務課・水道企業団・関係各課
第15 住宅の確保体制の整備	安全安心課・関係各課
第16 保健衛生・防疫体制の整備	環境課・健康課
第17 災害廃棄物処理体制の整備	環境課
第18 市における業務継続計画の整備	安全安心課・関係各課

第1 広域応援・受援体制等の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第1「広域応援・受援体制等の整備」を参照。

第2 防災体制・施設・資機材等の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第2「防災施設・資機材等の整備」を参照。

第3 災害救助法等運用体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第3「災害救助法等運用体制の整備」を参照。

第4 情報収集・伝達体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第4「情報収集・伝達体制の整備」を参照。

第5 広報・広聴体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第5「広報・広聴体制の整備」を参照。

第6 二次災害の防止体制の整備

市は、地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災住宅の危険度、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

1. 震災消防体制の整備

(1) 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

(2) 消防水利の強化

①市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

②市は、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するように努めなければならない。

(5) 火災予防査察の強化

市は、消防組合を通じ、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

(6) 市民に対する啓発

市及び消防組合は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

2. 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

県及び市は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OB等）の登録等を推進する。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、県においては、応急危険度判定士の登録の推進、関係機関との連携体制の整備を図り、市においては、被災時の連絡体制の確保に努める。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備、技術の向上対策に努める。

3. 危険物施設等災害予防対策

県、消防本部等及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

- ①既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- ②危険物施設の関係者に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第7 避難体制の整備

市は、関係機関と関連して、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、市民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

市は、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

(1) 避難誘導計画の策定と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市地域防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

- ①避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- ②避難指示等に係る権限の代行順位
- ③指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ④指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
- ⑤避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン」を指針とし、県、気象台、河川管理者や学術経験者の協力を得て、令和3年度に避難情報の判断伝達マニュアルを作成している。

また、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する等必要な準備を整えておく。

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

①個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなければならない。

②市民等の連携

市は、市民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の

整備を図る。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する市民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施する等、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本節第12「避難行動要支援者安全確保体制の整備」による。

(4) 広域避難体制の整備

県及び市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域一時滞在及び広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、市及び運送事業者等は、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努めるものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

2. 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備

(1) 避難路の選定

- ①選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避けること。
- ②車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

(2) 避難路の整備

- ①誘導標識、誘導灯、誘導索を設け、その維持に努めること。
- ②避難路上の障害物件を除去すること。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

①指定緊急避難場所の指定

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所）をあらかじめ指定し、公示するとともに、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、JIS規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応し

た避難場所であるかを明示するよう努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

② 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示する。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。

また、学校における指定避難所運営に関しては、県及び市の本部班と避難収容班が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

③ 福祉避難所の指定・管理

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等を指定する。

④ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、高台等に安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

⑤ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指

定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

①連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、防災行政無線等の通信機器等の整備の充実化を図る。

④ 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、防災行政無線等の通信機器、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。

③指定避難所の設備等の整備

ア) 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

イ) 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。

ウ) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

エ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

オ) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

カ) 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティション等の必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

④指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア) 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、市民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ) 市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体

的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

ウ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ) 市及び県は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者等、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。

カ) 県及び市は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から、人権政策課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うとともに、平常時及び災害時における人権政策課（男女共同参画推進センター）の役割について、安全安心課と人権政策課が連携し明確化しておくよう努める。

キ) 市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市地域防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。

ク) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(5) 避難所、避難路等の市民への周知

市は、避難路・避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

①防災マップの作成、配布による周知

②指定緊急避難場所等を指定した際の公示

③市の広報紙、インターネットによる周知

④案内板等の設置による周知

ア) 誘導標識

イ) 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

ウ) 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

⑤防災訓練による周知

⑥防災啓発パンフレットの作成、配布による周知

⑦避難計画に基づく避難地図（地区別防災カルテ等）の作成、配付による周知

⑧自主防災組織等を通じた周知

(6) 多様な避難状況の把握

①車中泊・テント泊等の避難状況の把握

ア) 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。

イ) 市は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

②避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会等の市民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

3. 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成する等して、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- ①避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- ②避難場所の選定、収容施設の確保
- ③避難誘導の要領
 - ア) 避難者の優先順位
 - イ) 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ) 避難者の確認方法
- ④生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合は、県又は市は、定めるように促す。）
- ⑤防災情報の入手方法
- ⑥市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他県との連携に努める。

- ①避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- ②避難場所の選定、収容施設の確保
- ③避難誘導の要領
 - ア) 避難者の優先順位
 - イ) 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
 - ウ) 避難者の確認方法
- ④家族等への連絡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）
- ⑤防災情報の入手方法
- ⑥市への連絡方法（市は、避難対象者の安全で確実な避難のため、災害発生時における社会福祉施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

(3) 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定める等、適切な避難対策を図る。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、県域を越える移転が必要な場合も想定し、他県との連携に努める。

(4) 大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定める等、適切な避難対策を図る。

第8 緊急輸送体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第8「緊急輸送体制の整備」を参照。

第9 帰宅困難者支援体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第9「帰宅困難者支援体制の整備」を参照。

第10 救出救助体制の整備

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

1. 救出救助体制の整備

(1) 市民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、市民、自主防災組織に依拠するべき部分が極めて大きい。そのため、市民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、市民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 市及び消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

(3) 警察における救出救助体制の整備

警察は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な救出救助体制を整備する。

(4) 県における活動体制の整備

県は、地震時においては、市の被害状況及び救急救助を必要とする状況を把握し、関係機関

が連携して救出救助を行えるよう連絡、調整する必要があるため、災害対策本部と緊急消防援助隊調整本部等の連絡体制整備を行う。

2. 救出用資機材の整備

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。

また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

3. 消防団、自主防災組織、市民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、市民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、市及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

4. 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

県、市及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第11 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の傷病者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

1. 医療救護活動要領への習熟

市は、第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」及び「福岡県 災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

2. 医療救護体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

①通信体制の構築

県、市及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

②広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県は、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院及び救急病院等は、平常時から情報入力を実践に行う。

ア) 災害拠点病院等医療機関、県医師会・地区医師会、市、保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）を図る。

イ) 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化を図る。

ウ) 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化を図る。

エ) 収集した医療情報について、必要に応じ、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び報道機関等を活用して、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

(2) 医療救護チームの整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、筑紫医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をする等して、あらかじめ医療救護チームを編成する。

①編成対象機関

市（筑紫医師会等）

県（保健福祉環境事務所）国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他関係病院）

県医師会、県歯科医師会、災害拠点病院、日本赤十字社福岡県支部

②編成基準

医療救護チームの構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各チームの人数については災害の規模により適宜定める。

(3) 災害拠点病院等の整備

県は、医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備するとともに、災害時における増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院等からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

①救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から災害対策マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図るものとする。

②ヘリコプター離着陸場

県及び市は、災害拠点病院や救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備促進を図る。

(4) 医療救護用資機材・医薬品等の整備

①市及び防災関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター等の応急措

置の実施に必要な救急救助用資機材の確保に努める。県及び市は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備又は確保に努める。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行う。

また、国、県及び市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

- ②日本赤十字社、県及び市は、傷病者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(5) 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。

(6) 市民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、市は、自主防災組織、市民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

(7) 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておく。

第12 要配慮者安全確保体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第12「要配慮者安全確保体制の整備」を参照。

第13 災害ボランティアの活動環境等の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第13「災害ボランティアの活動環境等の整備」を参照。

第14 災害備蓄物資等の整備・供給

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第14「災害備蓄物資等の整備・供給」を参照。

第15 住宅の確保体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第15「住宅の確保体制の整備」を参照。

第16 保健衛生・防疫体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第16「保健衛生・防疫体制の整備」を参照。

第17 災害廃棄物処理体制の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第17「災害廃棄物処理体制の整備」を参照。

第18 市における業務継続計画の整備

風水害対策編第2章「災害予防計画」第3節「応急活動体制の整備」第20「市における業務継続計画の整備」を参照。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 防災気象情報の収集・伝達
- 第3節 被害情報等の収集・伝達
- 第4節 災害広報・広聴
- 第5節 応援要請・受け入れ
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 避難対策
- 第8節 要配慮者支援対策
- 第9節 安否情報の提供
- 第10節 消防・救出・救助活動
- 第11節 医療・救護活動
- 第12節 二次災害の防止対策
- 第13節 交通対策・緊急輸送
- 第14節 生活救護活動
- 第15節 住宅対策
- 第16節 衛生・清掃対策
- 第17節 遺体の処理・埋葬
- 第18節 公共施設等の応急対策
- 第19節 文教対策
- 第20節 公安警備活動

第1節 応急活動体制

区分	項目	担当班
応急活動体制の確立	第1 職員の動員配備	本部班・各班共通
	第2 災害警戒本部の設置	関係各班
	第3 災害対策本部の設置	本部班
	第4 災害対策本部の運営	関係各班
	第5 その他	関係各班

第1 職員の動員配備

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、必要に応じ災害対策本部を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ、救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

1. 配備の基準

地震時の配備基準は、震度情報・災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準（地震時）

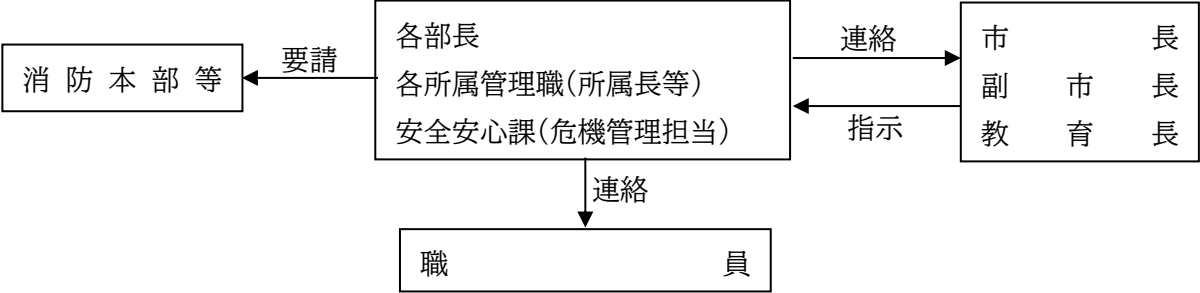
本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員
		震度	警戒・被害の目安		
災害警戒本部	警戒2号配備	震度4	◆情報収集が必要になった時 ◆局地的に軽微な災害が発生した時	◆情報の収集伝達 ◆被害状況の把握	警戒配備の1班 ○副市長・教育長 ○各部長 ○各所属管理職・係長等 60名～72名
災害対策本部	非常配備	震度5弱以上	◆土砂崩れの警戒が必要になった時 ◆各地で物的被害が発生した時 ◆人的被害が発生した時 ◆避難所開設が必要になった時	◆情報の収集伝達 ◆被害状況の把握 ◆二次災害の警戒 ◆救出・救護・救援 ◆応急復旧	警戒配備の2班 （増加配備要員含む。） 全職員の約2/3
			◆広範囲に大規模な災害が発生した時	◆災害応急対策の全活動	全職員

2. 動員の指令

各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。夜間・休日においても、宿直員による情報受信体制や連絡体制を整備する。

なお、勤務時間外において、当該職員は、震度情報や災害の状況が前項の「1. 配備の基準」に定める事項に該当することを知ったとき、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■ 動員指令の系統



3. 参集の場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は本部が定める場所とする。（なお、災害現場に直行する指示を受けた場合は、この限りでない）

4. 参集の報告

参集した職員は、班長又は班長代理等に参集報告をする。各部長は、部内の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

第2 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の設置

副市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

■ 警戒活動の基準

- ◆市域に震度4の地震が発生したとき
- ◆その他の状況により副市長が必要と認めたとき

2. 設置・指揮の権限

副市長は、警戒本部の設置及び指揮を行うが、副市長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位：教育長	第2順位：総務部長	第3順位：市民生活部長
----------	-----------	-------------

3. 災害警戒本部の組織

警戒本部の組織及び役割は、次のとおりとする。

警戒本部長	副市長	◆本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	教育長	◆本部長を補佐する。
部 長	各部長	◆本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班 長	本部長が指名する	◆部長の命を受け、班の事務を掌握する。
班に属する職員	本部長が定める	◆上司の命を受け、班の事務に従事する。

4. 警戒本部の主な活動内容

警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ◆地震情報等の収集・伝達 | ◆市域の被害情報の収集 |
| ◆県及び関係機関への被害状況の伝達 | ◆市民等への気象情報等の伝達 |

5. 警戒本部の廃止並びに移行措置

警戒本部長は、災害の危険が解消したと認められる場合、警戒本部を廃止する。

なお、災害が拡大したとき、もしくは拡大の恐れがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ◆市域に震度5弱以上の地震が発生したとき | ◆その他状況により市長が必要と認めたとき |
|----------------------|----------------------|

※資料編：3-3 那珂川市災害対策本部条例

2. 設置、指揮の権限

市長は、本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位：副市長	第2順位：教育長	第3順位：総務部長	第4順位：市民生活部長
----------	----------	-----------	-------------

3. 本部の設置場所

- | |
|---|
| ◆本部は市役所庁舎内に置く。 |
| ◆本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「那珂川市災害対策本部」等の標識を掲示する。 |
| ◆市役所が建物損壊等により本部機能を全うできないとき、又は本部機能を全うできないと予想される場合（※）は、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部を移設する。なお、移設先は状況により判断するが、下記の通り優先順位を付ける。 |

第1順位：市民体育館	第2順位：中央公民館	第3順位：ミリカローデン那珂川
------------	------------	-----------------

（※）災害対策本部移設間の処置

移設決定（移設準備）～移設完了までの間も本部活動を継続する。

4. 現地災害対策本部

被災地の近傍に応急活動拠点を設置する必要がある場合には、本部長は現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- | |
|--------------------------------|
| ◆現地本部の長は、本部長が指名する。 |
| ◆現地本部は、災害現場での指揮・関係機関との連絡調整を行う。 |
| ◆現地本部は、災害現場での応急活動を行う。 |

5. 本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を廃止する。

6. 本部の設置及び廃止の通知

本部班・情報班は、本部を設置、又は廃止したとき、次のとおり通知・公表を行う。

担当	通知及び公表先	通知及び公表の方法
本部班 情報班	関係機関	一般電話、県防災・行政情報通信ネットワーク、その他
	各班	庁内放送及びMC A無線機、一般電話、その他
	報道機関	県防災・行政情報通信ネットワーク
	市民	市ホームページ、SNS等、広報車並びに報道機関を通じて公表

第4 災害対策本部の運営

1. 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	市長	◆本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長・教育長	◆本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
本部長付	消防団長	◆本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
部長	各部長	◆本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班長	所属長の内から本部長が指名する	◆部長の命を受け、班の事務を掌握する。
班員	班に所属する職員	◆上司の命を受け、班の事務に従事する。

※本部組織の標準構成を、節末の那珂川市災害対策本部組織図に示す。

2. 本部会議

本部長は、本部会議を開催し災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	◆本部設置後随時	◆その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	◆本部長（市長） ◆本部長付（消防団長） ◆その他本部長が指名する職員	◆副本部長（副市長・教育長） ◆部長（各部長）
事務局	◆市民生活部（安全安心課 危機管理担当） ◆その他必要な職員	
報告事項	◆各部の配備体制	◆緊急措置事項
協議事項	◆被害状況の把握 ◆応急対策に関すること ◆本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること ◆自衛隊・県・他市町及び公共機関への応援の要請に関すること ◆避難の指示、警戒区域の指定に関すること ◆災害救助法の適用に関すること	

協議事項	◆激甚災害の指定に関する事 ◆応急対策に要する予算及び資金に関する事 ◆市民向け緊急声明の発表に関する事 ◆国・県等への要望及び陳情等に関する事 ◆その他災害対策の重要事項に関する事
------	--

3. 関係機関連絡室の設置

災害対策本部と各防災機関との災害応急対策連絡業務等により、来庁する次の防災機関職員相互の円滑なる連帯強化を図るため、連絡室を設置する。

◆自衛隊	◆消防機関	◆警察	◆農林事務所
◆県土整備事務所	◆ライフライン機関	◆医師会	◆その他

4. 事務分掌

各班の所掌事務は、那珂川市災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

ただし、災害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、事務分掌は本部長の命により変更することがある。

第5 その他

1. 緊急連絡網の作成

- (1) 所属（課・室・局）の緊急連絡網を作成し、見やすい場所に掲示するとともに、災害対策本部用として、事務局（安全安心課）に〔写し〕を提出すること。
- (2) 緊急連絡網に変更が生じた場合は、速やかに変更作業を行うこと。
- (3) 緊急連絡網は、勤務時間外を想定したものであること。

2. 災害対策本部での事務内容の確認

従事職員は、那珂川市災害対策本部・事務分掌表の内容を熟知しておくこと。

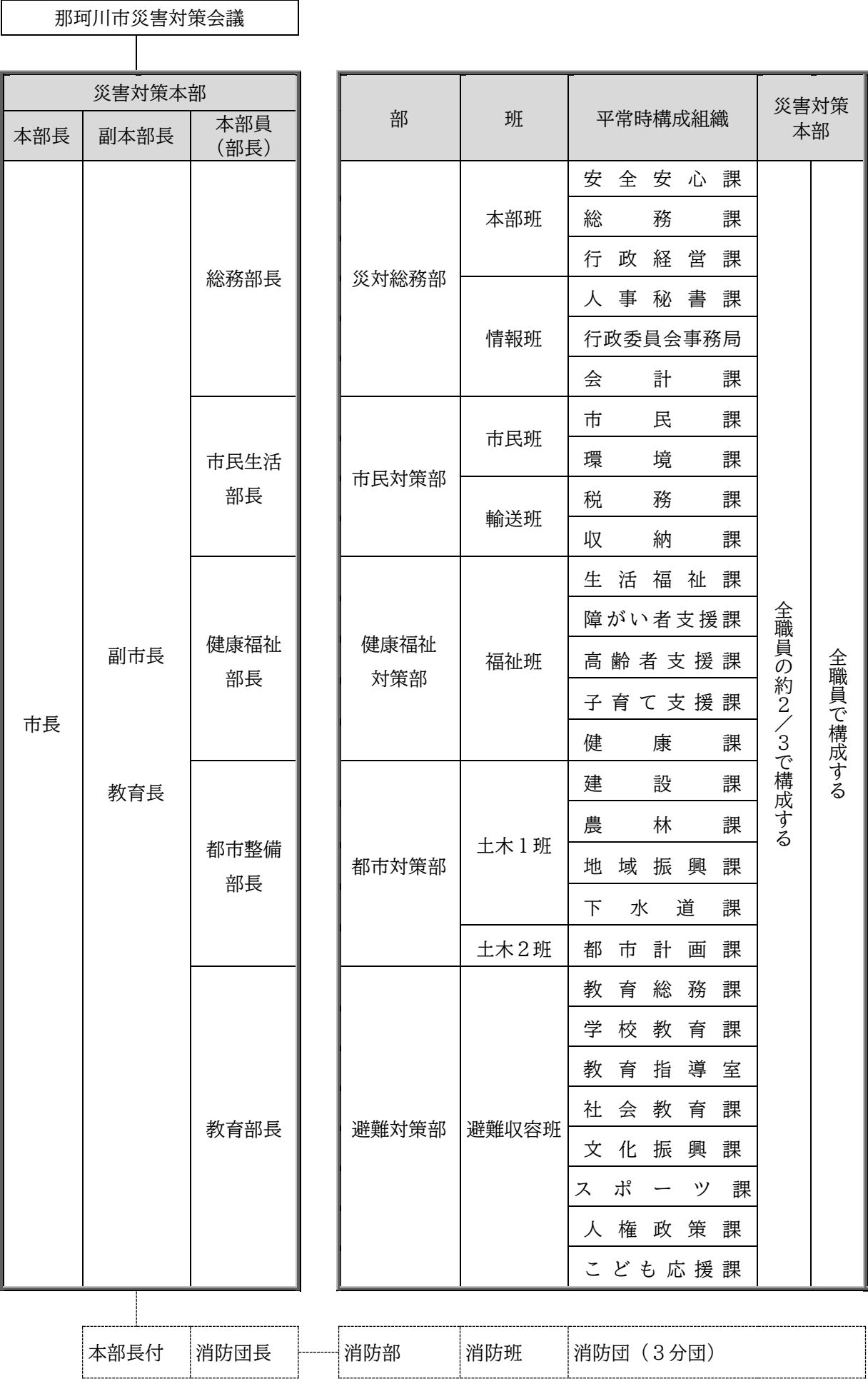
3. 交代要員の確保

災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請による交代要員の確保を図ること。

4. その他

災害発生時には、相当の危険性が職員にも及ぶ恐れがあることから複数の職員で安全を確認しながら活動すること。

■ 那珂川市災害対策本部組織図



■ 那珂川市災害対策本部の構成表

部名	部長	班名	班長（○数字は班長代理順位）	班員
災対総務部	総務部長	本部班	総務課長 ①行政経営課長	安全安心課職員 総務課職員 行政経営課職員
		情報班	人事秘書課長 ①行政委員会事務局長 ②会計課長	人事秘書課職員 行政委員会事務局職員 会計課職員
市民対策部	市民生活部長	市民班	市民課長 ①環境課長	市民課職員 環境課職員
		輸送班	税務課長 ①収納課長	税務課職員 収納課職員
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	生活福祉課長 ①障がい者支援課長 ②高齢者支援課長 ③子育て支援課長 ④健康課長	生活福祉課職員 障がい者支援課職員 高齢者支援課職員 子育て支援課職員 健康課職員
都市対策部	都市整備部長	土木1・2班	建設課長 ①農林課長 ②都市計画課長 ③地域振興課長 ④下水道課長	建設課職員 農林課職員 都市計画課職員 地域振興課職員 下水道課職員
避難対策部	教育部長	避難収容班	教育総務課長 ①学校教育課長 ②教育指導室長 ③社会教育課長 ④文化振興課長 ⑤スポーツ課長 ⑥人権政策課長 ⑦こども応援課長	教育総務課職員 学校教育課職員 教育指導室職員 社会教育課職員 文化振興課職員 スポーツ課職員 人権政策課職員 こども応援課職員
消防部	消防団長	消防班	①副団長	消防団員

■ 那珂川市災害対策本部事務分掌

対策部・班名		事務分掌
災害対策本部	各班共通	◆班内職員の動員、配備に関する事 ◆所管事項に関する被害状況や対策活動の情報に関する事 ◆所管公共施設の災害予防、被害調査【避難含む】 ◆部内、他の班への協力、応援
	本部班	◆災害対策本部、現地災害対策本部の設置・解散 ◆災害対策本部会議の庶務 ◆総合的な対策の立案、各部門間の調整 ◆避難指示等の発令、警戒区域の設定 ◆防災関係機関との連絡調整 ◆国・県及び自衛隊への要請、他自治体との相互協力、民間団体への協力要請 ◆防災行政無線の運営管理 ◆他の自治体・機関等の応援受け入れ ◆臨時ヘリポートの開設計画 ◆災害対策本部内事務所の配置に関する調整 ◆災害対策活動に係る物品の調達 ◆庁舎の応急復旧、来庁者の安全確保 ◆災害対策従事職員並びに避難者等の食料、日用品その他救援物資の確保・調達 ◆車両その他輸送手段の確保 ◆庁内設備、電源設備の確保に関する事 ◆庁舎内ネットワークの保守 ◆各行政区との連絡・情報の収集 ◆ボランティア団体との連絡・調整 ◆応急復旧に係る業者選定及び随意契約等に関する事 ◆応急住宅の確保 ◆他の部・班に属さない事
	情報班	◆市内の災害発生状況の受信 ◆気象情報等、関連情報の収集・記録・整理・伝達 ◆各部からの情報収集とりまとめ ◆報道機関との連絡調整 ◆災害対策本部動員職員の取りまとめ
市民対策部	市民班	◆人的被害情報の収集 ◆被災者台帳の整備に関する事 ◆災害広報及び市民からの相談に関する事 ◆相談窓口の開設及び運営に関する事 ◆り災証明の発行に関する事 ◆物資集配拠点の開設 ◆救援物資の受け入れ・管理・仕分け ◆仮設トイレの確保 ◆給水活動への協力

対策部・班名		事務分掌
市民対策部	市民班	◆し尿、ごみ処理体制の確立準備 ◆遺体の火葬・埋葬に関すること ◆愛護動物等に関すること
	輸送班	◆応急対策物資の輸送 ◆備蓄資機材・食料の輸送 ◆り災証明申請に基づく住家被害に関すること ◆災害に伴う税の減免に関すること
健康福祉対策部	福祉班	◆災害救助法関係事務のとりまとめ ◆高齢者・障がいのある人・病人・乳幼児等要配慮者の救援・救助 ◆被災者の心身の健康の確保、感染症対策 ◆居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ◆医療関係機関との連携・調整 ◆拠点救護所の開設・運営 ◆医薬品、医療資器材の調達 ◆遺体の収容 ◆被災保育所（園）児の救援・救護 ◆災害ボランティアの受け入れ・活動支援に関すること ◆福祉避難所の設置・運営 ◆災害見舞金等に関すること
都市対策部	土木1・2班	◆公共土木施設の被害調査及び応急復旧対策 ◆危険区域等の被害調査並びに復旧対策 ◆河川・道路その他の障害物の除去 ◆被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ◆臨時輸送路の確保 ◆交通情報の収集、伝達 ◆交通規制の実施、要請 ◆水害の警戒等 ◆土砂災害の警戒等 ◆救出活動の支援 ◆建設業団体との連絡調整 ◆道路・橋梁・水路等の応急対策及び安全確保 ◆交通規制・緊急輸送路の指定に関すること ◆応急仮設住宅、仮設トイレの設置・管理に関すること ◆農産物及び施設の災害対策に関すること ◆農業関係被害調査に関すること ◆飼養動物及び危険動物（有害鳥獣）に関すること
	土木2班	◆被災建築物の応急危険度判定の準備・実施に関すること

第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

対策部・班名		事務分掌
避難対策部	避難収容班	◆避難所開設における管理者との調整 ◆避難者の誘導及び収容 ◆避難所の開設・運営 ◆避難所における生活救護活動の需要把握・受け入れ ◆避難所における要配慮者の援護 ◆被災児童・生徒の救援・救護 ◆臨時ヘリポートの開設協力
消防団	消防班	◆災害危険箇所の巡視・警戒 ◆消防・防災活動 ◆避難者の誘導 ◆被災者の救出・救護 ◆行方不明者の搜索 ◆防犯協力

第2節 防災気象情報の収集・伝達

区分	項目	担当班
応急活動体制の確立	第1 地震関連情報の伝達	情報班・情報機関
	第2 異常現象発見者の通報	情報班・本部班・発見者・情報機関
	第3 通信体制の確立	本部班・情報班・関係各班

第1 地震関連情報の伝達

1. 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、NHKに伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して市民に伝達される。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

2. 地震に関する情報の発表及び伝達

（1）地震に関する情報の内容と伝達方法

九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震等が発生したときに、福岡管区气象台等から発表される地震関連情報の種類・内容は、次のとおりである。

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村、地点名を発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
長周期地震動に関する観測情報	高層ビル内での的確な防災対応に資するため、震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から10分後程度で1回発表する。
遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震や都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測した場合、地震の発生時刻、発生

種類	内容
	場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 ※国外で発生した大規模噴火を感知した場合にも発表することがある。（噴火発生から1時間半～2時間程度で発表）

（2）県の情報の伝達

県知事は、県内において震度4以上の地震が観測された場合、福岡県防災・行政情報通信ネットワークにより、直ちに市、消防組合及び県出先機関に伝達する。

※資料編：4-12 気象庁震度階級解説関連表

第2 異常現象発見時の通報

1. 通報義務

- （1）地震に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- （2）通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。
- （3）通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。

2. 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象
地震に関する事項	◆群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

3. 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
・福岡管区気象台	(092)725-3609	地震に関する事項（官庁執務時間）
	(092)725-3606	地震に関する事項（夜間・休日）
・福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092)641-4141	内 線：5722 5723(警備課)
		F A X：5729 夜間 5505
・第七管区海上保安本部	(093)321-2931	

第3 通信体制の確立

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第2節「情報の収集・伝達」第5「通信体制の確立」を参照。

第3節 被害情報等の収集・伝達

区分	項目	担当班
被害の調査	第1 被害情報等の収集	関係各班
被害の伝達	第2 被害情報等の伝達	本部班・情報班・関係各班

第1 被害情報等の収集

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第3節「被害情報等の収集・伝達」第1「被害情報等の収集」を参照。

第2 被害情報等の伝達

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第3節「被害情報等の収集・伝達」第2「被害情報等の伝達」を参照。

第4節 災害広報・広聴

区分	項目	担当班
広報活動	第1 広報活動	本部班・情報班
	第2 指定避難所における広報	避難収容班
	第3 報道機関への広報の要請	情報班
	第4 報道機関への対応	情報班
	第5 関係機関の広報	警察署・九州電力・NTT西日本・西部ガス・交通機関
広聴活動	第6 相談窓口の開設	市民班・福祉班・関係各班

第1 広報活動

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第4節「災害広報・広聴」第1「広報活動」を参照。

第2 指定避難所における広報

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第4節「災害広報・広聴」第2「指定避難所における広報」を参照。

第3 報道機関への広報の要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第4節「災害広報・広聴」第3「報道機関への広報の要請」を参照。

第4 報道機関への対応

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第4節「災害広報・広聴」第4「報道機関への対応」を参照。

第5 関係機関の広報

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第4節「災害広報・広聴」第5「関係機関の広報」を参照。

第6 相談窓口の設置

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第4節「災害広報・広聴」第6「相談窓口の設置」を参照。

第5節 応援要請・受け入れ

区分	項目	担当班
派遣要請	第1 自衛隊派遣要請	本部班
	第2 県知事への要請	本部班
	第3 他市町村への要請	本部班
	第4 福岡県消防相互応援協定に基づく要請	本部班
	第5 緊急消防援助隊の応援要請	本部班
	第6 民間企業等への協力要請	本部班・関係各班
要員の確保	第7 要員の確保	本部班
ボランティア	第8 災害ボランティアの受け入れ・活動支援	本部班・福祉班・関係各班

第1 自衛隊派遣要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第1「自衛隊派遣要請」を参照。

第2 県知事への要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第2「県知事への要請」を参照。

第3 他市町村への要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第3「他市町村への要請」を参照。

第4 福岡県消防相互応援協定に基づく要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第4「福岡県消防相互応援協定に基づく要請」を参照。

第5 緊急消防援助隊の応援要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第5「緊急消防援助隊の応援要請」を参照。

第6 民間企業等への協力要請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第6「民間企業等への協力要請」を参照。

第7 要員の確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第7「要員の確保」を参照。

第8 災害ボランティアの受け入れ・活動支援

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「応援要請・受け入れ」第8「災害ボランティアの受け入れ・活動支援」を参照。

第6節 災害救助法の適用

区分	項目	担当班
災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用基準	—
	第2 災害救助法の適用申請	本部班・福祉班
	第3 災害救助法による救助の種類等	—
	第4 災害救助による救助の程度、方法等	本部班

第1 災害救助法の適用基準

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「災害救助法の適用」第1「災害救助法の適用基準」を参照。

第2 災害救助法の適用申請

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「災害救助法の適用」第2「災害救助法の適用申請」を参照。

第3 災害救助法による救助の種類等

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「災害救助法の適用」第3「災害救助法による救助の種類等」を参照。

第4 災害救助法による救助の程度、方法等

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「災害救助法の適用」第4「災害救助法による救助の程度、方法等」を参照。

第7節 避難対策

項目	担当班
第1 避難指示等の種類	本部班・消防組合・消防団・警察署
第2 避難指示等の発令	本部班・消防組合・消防団・警察署
第3 警戒区域の設定	本部班・消防組合・警察署
第4 避難者の誘導及び移送	避難収容班
第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設	避難収容班
第6 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営	避難収容班・福祉班
第7 収容施設の確保	避難収容班
第8 要配慮者を考慮した避難対策	避難収容班・関係各班
第9 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮	避難収容班・関係各班
第10 帰宅困難者対策	避難収容班
第11 避難所の統合・廃止	避難収容班

第1 避難指示等の種類

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第1「避難指示等の種類」を参照。

第2 避難指示等の発令

1. 避難の指示等の基準

避難の指示等の基準は、次のとおりとする。

- ◆延焼火災が拡大又は拡大の恐れがあるとき
- ◆建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ◆ガス等の危険物の漏出により周辺の市民に危険が及ぶ恐れがあるとき
- ◆がけ崩れにより建物等に影響する恐れがあるとき
- ◆その他市民の生命・身体を保護するために必要なとき

2. 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難指示等の発令をしようとする場合において、必要であると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有す指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該発令に関する事項について、助言を求める。

3. 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難指示等を発令した場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

市長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難指示等を発令した場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行う。

4. 市民等への周知

- (1) 避難指示等を発令した場合には、市民等に対し市防災行政無線、メール、広報車あるいは報道機関を通じて、避難指示等の発令の理由、避難先、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (2) 市長は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等が自身で判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

第3 警戒区域の設定

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第3「警戒区域の設定」を参照。

第4 避難者の誘導及び移送

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第4「避難者の誘導及び移送」を参照。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第5「指定緊急避難場所及び指定避難所の開設」を参照。

第6 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第6「開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営」を参照。

第7 収容施設の確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第7「収容施設の確保」を参照。

第8 要配慮者を考慮した避難対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第8「要配慮者を考慮した避難対策」を参照。

第9 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第9「指定避難所以外の場所に

滞在する被災者についての配慮」を参照。

第10 帰宅困難者対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第10「帰宅困難者対策」を参照。

第11 避難所の統合・廃止

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難対策」第11「避難所の統合・廃止」を参照。

第8節 要配慮者支援対策

項目	担当班
第1 要配慮者への支援	福祉班・避難収容班
第2 要配慮者の安全・安否確認	福祉班・避難収容班
第3 指定避難所における要配慮者の援護	福祉班・避難収容班
第4 福祉避難所等の確保と搬送	福祉班・避難収容班
第5 巡回ケア・広報・相談業務	本部班・情報班・福祉班・避難収容班
第6 福祉仮設住宅の供給及びケア対策	本部班・土木班・福祉班・避難収容班
第7 外国人等の支援対策	本部班・情報班・避難収容班

第1 要配慮者への支援

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第1「要配慮者への支援」を参照。

第2 要配慮者の安全・安否確認

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第2「要配慮者の安全・安否確認」を参照。

第3 指定避難所における要配慮者の援護

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第3「指定避難所における要配慮者の援護」を参照。

第4 福祉避難所等の確保と搬送

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第4「福祉避難所等の確保と搬送」を参照。

第5 巡回ケア・広報・相談業務

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第5「巡回ケア・広報・相談業務」を参照。

第6 福祉仮設住宅の供給及びケア対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第6「福祉仮設住宅の供給及びケア対策」を参照。

第7 外国人等の支援対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「要配慮者支援対策」第7「外国人等の支援対策」を参照。

第9節 安否情報の提供

項目	担当班
第1 県・市の役割	関係各班
第2 情報収集	関係各班
第3 照会を行う者	－
第4 照会手順	－
第5 提供できる情報	関係各班

第1 県・市の役割

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第9節「安否情報の提供」第1「県・市の役割」を参照。

第2 情報収集

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第9節「安否情報の提供」第2「情報収集」を参照。

第3 照会を行う者

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第9節「安否情報の提供」第3「照会を行う者」を参照。

第4 照会手順

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第9節「安否情報の提供」第4「照会手順」を参照。

第5 提供できる情報

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第9節「安否情報の提供」第5「提供できる情報」を参照。

第10節 消防・救出・救助活動

区分	項目	担当班
消防活動	第1 消防体制の確立	消防組合・消防団
	第2 消防活動の実施	消防組合・消防団
	第3 火災のパトロール	消防組合・消防団
救出活動	第4 救出活動の実施	土木1班・土木2班・消防組合・消防団
	第5 行方不明者の搜索	本部班・情報班・市民班・消防組合・消防団
傷病者の搬送	第6 医療機関への傷病者の搬送	消防組合・警察署

第1 消防体制の確立

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第10節「消防・救出・救助活動」第1「消防体制の確立」を参照。

第2 消防活動の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第10節「消防・救出・救助活動」第2「消防活動の実施」を参照。

第3 火災のパトロール

消防組合・消防団は、市内のパトロールを行う。

- | | | |
|--------------|----------------|-----------|
| ◆ガス復旧時の火災の警戒 | ◆停電復旧時の通電火災の警戒 | ◆消火後の再燃警戒 |
| ◆放火等の防止 | | |

第4 救出活動の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第10節「消防・救出・救助活動」第3「救出活動の実施」を参照。

第5 行方不明者の搜索

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第10節「消防・救出・救助活動」第4「行方不明者の搜索」を参照。

第6 医療機関への傷病者の搬送

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第10節「消防・救出・救助活動」第5「医療機関への傷病者の搬送」を参照。

第11節 医療・救護活動

区分	項目	担当班
応急医療	第1 医療救護チームの編成	福祉班
	第2 医療救護所の設置	福祉班
	第3 医療救護活動の実施	福祉班
	第4 後方医療体制の確立	福祉班
	第5 後方医療機関への搬送	関係各班・消防組合等
	第6 医薬品・資機材の調達	福祉班
避難所での医療	第7 巡回救護の実施	福祉班
	第8 心のケア対策	福祉班

第1 医療救護チームの編成

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第1「医療救護チームの編成」を参照。

第2 医療救護所の設置

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第2「医療救護所の設置」を参照。

第3 医療救護活動の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第3「医療救護活動の実施」を参照。

第4 後方医療体制の確立

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第4「後方医療体制の確立」を参照。

第5 後方医療機関への搬送

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第5「後方医療機関への搬送」を参照。

第6 医薬品・資機材の調達

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第6「医薬品・資機材の調達」を参照。

第7 巡回救護の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第7「巡回救護の実施」を参照。

第8 心のケア対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第11節「医療・救護活動」第8「心のケア対策」を参照。

第12節 二次災害の防止対策

区分	項目	担当班
応急医療	第1 地震・降雨等に伴う二次災害の防止	土木1班・土木2班
	第2 ため池施設災害応急対策	土木1班・土木2班
	第3 広報及び避難	本部班・情報班・消防組合・消防団
避難所での医療	第4 各種危険物施設等の応急対策	消防組合

第1 地震・降雨等に伴う二次災害の防止

1. 水害・土砂災害・宅地災害対策

土木1班・土木2班は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所について、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度※を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生の恐れがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

※アドバイザー制度 … （公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

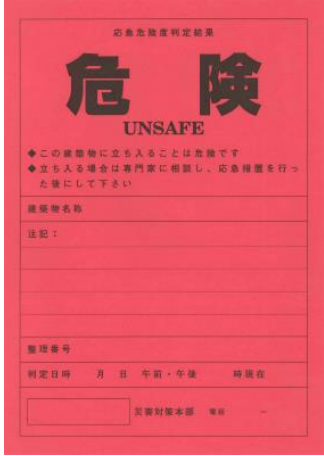
状況	対象地域	要請・出動
危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所 土石流発生危険区域	◆立入禁止の措置 ◆落石防止・降雨対策のためのシート保護
危険建物	幹線道路沿線の建物 小中学校通学路沿道の建物	◆立入禁止の措置（建物の高さの1/2の範囲内を目安に） ◆沿道通行禁止措置の実施 ◆幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し（所有者の同意を得て、市が行う）
ブロック塀等	建物	◆倒壊・落下危険の標識設置 ◆通学路沿道のブロック塀等の取り壊し（所有者の同意を得て、市が行う）

2. 建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

市は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

（1）判定は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会）に従い、目視にて行う。

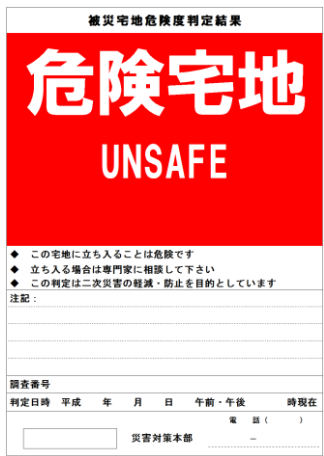
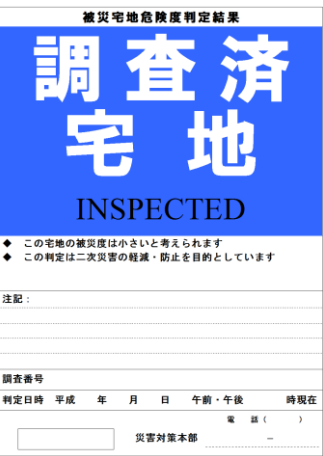
(2) 判定の結果は、3段階で3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼り付ける。

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

3. 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

市は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

- (1) 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、迅速かつ的確に行う。
- (2) 判定の結果は、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定作成の手引き」（同上）に基づき、宅地ごとに調査票に記入する。（点数評価）
- (3) 判定終了後、3段階で3色のステッカー（赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、青「調査済宅地」）に判定理由を明記し、宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に貼り付ける。

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間や人数を制限する等、十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第2 ため池施設災害応急対策

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させる恐れがある。

土木1班・土木2班は、これらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

- ◆被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- ◆人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。
- ◆被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。

第3 広報及び避難

本部班・情報班は、二次災害の危険箇所について、市民に対し広報活動を行う。本部班は、消防組合・消防団の協力を得て、必要に応じ、避難の指示・誘導等の措置を講ずる。

第4 各種危険物施設等の応急対策

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設の管理者、保安監督者等は、災害が発生した場合、火災・爆発・流出・拡散等の二次災害を防止するため、速やかに必要な応急対策を講ずる。

消防本部等は、これら施設の管理者・保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

区分	応急対策
危険物施設	◆危険物取り扱い作業の緊急停止と安全点検 ◆危険物施設からの出火、流出の防止措置 ◆危険物による災害発生時の活動体制の確立 ◆消防、警察等関係機関への通報 ◆従業員及び周辺市民に対する人命安全措施

第13節 交通対策・緊急輸送

区分	項目	担当班
交通対策	第1 交通規制	土木1班・土木2班・警察署
	第2 臨時輸送路の確保	土木1班・土木2班・警察署
輸送対策	第3 緊急通行車両の確認	土木1班・土木2班・輸送班
	第4 緊急輸送	本部班・輸送班・関係機関
	第5 輸送拠点の設置	輸送班・市民班

第1 交通規制

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第12節「交通対策・緊急輸送」第1「交通規制」を参照。

第2 緊急輸送路の確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第12節「交通対策・緊急輸送」第2「緊急輸送路の確保」を参照。

第3 緊急通行車両の確認

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第12節「交通対策・緊急輸送」第3「緊急通行車両の確認」を参照。

第4 緊急輸送

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第12節「交通対策・緊急輸送」第4「緊急輸送」を参照。

第5 輸送拠点の設置

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第12節「交通対策・緊急輸送」第5「輸送拠点の設置」を参照。

第14節 生活救援活動

区分	項目	担当班
飲料水・生活用水の供給	第1 水源の確保	本部班・水道企業団
	第2 需要調査と給水計画	市民班・水道企業団
	第3 給水活動の実施	市民班・情報班・水道企業団
食料の供給	第4 食料の需要把握	市民班・情報班
	第5 食料の確保	本部班
	第6 食料の供給	輸送班・福祉班・避難収容班・市民班
	第7 炊き出しの実施	避難収容班・本部班
生活必需品の供給	第8 生活必需品の需要把握	市民班・情報班
	第9 生活必需品の確保	市民班
	第10 生活必需品の供給	輸送班・福祉班・避難収容班・市民班
救援物資の受け入れ	第11 救援物資の受け入れ	市民班・情報班・輸送班

第1 水源の確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第1「水源の確保」を参照。

第2 需要調査と給水計画

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第2「需要調査と給水計画」を参照。

第3 給水活動の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第3「給水活動の実施」を参照。

第4 食料の需要把握

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第4「食料の需要把握」を参照。

第5 食料の確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第5「食料の確保」を参照。

第6 食料の供給

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第6「食料の供給」を参照。

第7 炊き出しの実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第7「炊き出しの実施」を参照。

第8 生活必需品の需要把握

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第8「生活必需品の需要把握」を参照。

第9 生活必需品の確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第9「生活必需品の確保」を参照。

第10 生活必需品の供給

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第10「生活必需品の供給」を参照。

第11 救援物資の受け入れ

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第13節「生活救援活動」第11「救援物資の受け入れ」を参照。

第15節 住宅対策

区分	項目	担当班
応急危険度判定の実施	第1 応急危険度判定士の確保	土木2班
	第2 応急危険度判定の実施	土木1班・土木2班
	第3 建物の解体・撤去	土木1班
需要把握	第4 応急仮設住宅の需要把握	避難収容班・本部班
住宅の確保	第5 空き家住宅の活用	土木1班・本部班
応急仮設住宅の設置	第6 応急仮設住宅の用地確保	土木1班
	第7 応急仮設住宅の建設	土木1班
	第8 応急仮設住宅の入居者選定	土木1班・本部班
被災住宅の修理	第9 被災住宅の応急修理	土木1班

第1 応急危険度判定士の確保

1. 応急危険度判定士の確保

土木2班は、被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- ◆市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ◆県・他市町村へ派遣を要請する。
- ◆ボランティア募集のための広報を行う。

2. 窓口の設置

土木2班は、危険度判定の実施窓口を設置し、多数の応急危険度判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立する。

- ◆受け入れ判定士の名簿作成
- ◆担当区域の配分
- ◆判定基準資料の準備
- ◆判定ステッカーの準備
- ◆判定統一のための、打ち合わせの実施

第2 応急危険度判定の実施

1. 判定作業の概要

本章第12節「二次災害の防止対策」第1「地震・降雨等に伴う二次災害の防止」2.「建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－」を参照。

2. 判定後の措置

土木2班は、応急危険度判定により「危険」と判定された建物に対し、立入禁止の措置をとる。

第3 建物の解体・撤去

1. 実施責任者

被災建築物の解体は、原則として所有者の責任において行う。ただし、大規模災害等において特例措置として、公費負担による解体を行う場合もある。

2. 解体促進

土木1班は、応急危険度判定により「危険」と判定された建築物を優先し、関係市民に解体、

撤去の措置を促す。

第4 応急仮設住宅の需要把握

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第14節「住宅対策」第1「応急仮設住宅の需要把握」を参照。

第5 空き家住宅の活用

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第14節「住宅対策」第2「空き家住宅の活用」を参照。

第6 応急仮設住宅の用地確保

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第14節「住宅対策」第3「応急仮設住宅の用地確保」を参照。

第7 応急仮設住宅の建設

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第14節「住宅対策」第4「応急仮設住宅の建設」を参照。

第8 応急仮設住宅の入居者選定

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第14節「住宅対策」第5「応急仮設住宅の入居者選定」を参照。

第9 被災住宅の応急修理

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第14節「住宅対策」第6「被災住宅の応急修理」を参照。

第16節 衛生・清掃対策

区分	項目	担当班
保健衛生・防疫対策	第1 指定避難所等の保健衛生	本部班・避難収容班・福祉班・市民班・筑紫保健福祉環境事務所
	第2 被災地の防疫活動	本部班・筑紫保健福祉環境事務所
し尿対策	第3 仮設トイレの設置	市民班
	第4 し尿の処理	市民班・土木2班
清掃対策	第5 ごみの処理	市民班
災害廃棄物対策	第6 がれき等の処理	市民班・土木1班・土木2班
障害物の除去	第7 各種障害物の除去	土木1班・土木2班
死亡獣畜処理	第8 死亡獣畜処理	市民班

第1 指定避難所等の保健衛生

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第1「指定避難所等の保健衛生」を参照。

第2 被災地の防疫活動

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第2「被災地の防疫活動」を参照。

第3 仮設トイレの設置

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第3「仮設トイレの設置」を参照。

第4 し尿の処理

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第4「し尿の処理」を参照。

第5 ごみの処理

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第5「ごみの処理」を参照。

第6 がれき等の処理

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第6「がれき等の処理」を参照。

第7 各種障害物の除去

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第7「各種障害物の除去」を参照。

第8 死亡獣畜処理

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第15節「衛生・清掃対策」第8「死亡獣畜処理」を参照。

第17節 遺体の処理・埋葬

区分	項目	担当班
遺体の搜索・処理	第1 遺体の搜索	消防組合・消防団・警察署
	第2 遺体の調査、身元確認	福祉班・市民班
遺体の安置・埋葬	第3 遺体の安置、一時保存	福祉班
	第4 遺体の火葬及び埋葬	市民班・福祉班

第1 遺体の搜索

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第16節「遺体の処理・埋葬」第1「遺体の搜索」を参照。

第2 遺体の調査、身元確認

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第16節「遺体の処理・埋葬」第2「遺体の調査、身元確認」を参照。

第3 遺体の安置、一時保存

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第16節「遺体の処理・埋葬」第3「遺体の安置、一時保存」を参照。

第4 遺体の火葬及び埋葬

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第16節「遺体の処理・埋葬」第4「遺体の火葬及び埋葬」を参照。

第18節 公共施設等の応急対策

区分	項目	担当班
上下水道	第1 上下水道の応急・復旧対策	水道企業団・土木1班
電気・電話・ガス	第2 電気・電話・ガスの応急復旧対策	九州電力・N T T西日本・西部ガス
道路・橋梁	第3 道路・橋梁の応急復旧対策	土木1班・土木2班・本部班・ 関係機関
河川・ため池・がけ地	第4 河川・ため池・がけ地の応急復旧策	土木1班・土木2班・本部班・ 情報班・関係機関
鉄道	第5 鉄道の応急復旧対策	J R西日本
その他の公共施設	第6 その他の公共施設の応急復旧対策	各施設管理者

第1 上下水道の応急復旧対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第17節「公共施設等の応急対策」第1「上下水道の応急復旧対策」を参照。

第2 電気・電話・ガスの応急復旧対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第17節「公共施設等の応急対策」第2「電気・電話・ガスの応急復旧対策」を参照。

第3 道路・橋梁の応急復旧対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第17節「公共施設等の応急対策」第3「道路・橋梁の応急復旧対策」を参照。

第4 河川・ため池・がけ地等の応急復旧対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第17節「公共施設等の応急対策」第4「河川・ため池・がけ地等の応急復旧対策」を参照。

第5 鉄道の応急復旧対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第17節「公共施設等の応急対策」第5「鉄道の応急復旧対策」を参照。

第6 その他の公共施設の応急復旧対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第17節「公共施設等の応急対策」第6「その他の公共施設の応急復旧対策」を参照。

第19節 文教対策

区分	項目	担当班
学校の対応	第1 学校の災害直後の措置	避難収容班・学校長・教職員
	第2 避難所開設への支援	避難収容班・学校長・教職員
	第3 応急教育の実施	避難収容班・学校長・教職員
保育所（園）・幼稚園の対応	第4 応急保育の実施	福祉班・保育所（園）長・幼稚園長
文化財の保護	第5 文化財の保護	本部班・市教育委員会

第1 学校の災害直後の措置

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第18節「文教対策」第1「学校の災害直後の措置」を参照。

第2 避難所開設への支援

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第18節「文教対策」第2「避難所開設への支援」を参照。

第3 応急教育の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第18節「文教対策」第3「応急教育の実施」を参照。

第4 応急保育の実施

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第18節「文教対策」第4「応急保育の実施」を参照。

第5 文化財の保護

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第18節「文教対策」第5「文化財の保護」を参照。

第20節 公安警備活動

区分	項目	担当班
公安警備	第1 警備体制の確立	警察署
防犯活動への協力	第2 防犯活動への協力	関係各班・消防団

第1 警備体制の確立

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第19節「公安警備活動」第1「警備体制の確立」を参照。

第2 防犯活動への協力

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第19節「公安警備活動」第2「防犯活動への協力」を参照。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

第2節 市民生活安定のための支援

第3節 災害復旧事業

第4節 復興計画

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

項目	担当班
第1 基本方針	本部班・関係各班
第2 災害復旧・復興本部の設置	本部班・関係各班

第1 基本方針

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第1節「災害復旧・災害復興の基本方針」第1「基本方針」を参照。

第2 災害復旧・復興本部の設置

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第1節「災害復旧・災害復興の基本方針」第2「災害復旧・復興本部の設置」を参照。

第2節 市民生活安定のための支援

項目	担当班
第1 り災証明の発行	市民班（火災を除く）・本部班・消防組合（火災関係）
第2 被災者台帳の整備	市民班・避難収容班
第3 生活相談等	市民班
第4 義援金の受け入れ、配分	本部班・福祉班
第5 被災者の生活確保	福祉班・関係各班・関係機関
第6 農林業関係対策	土木1班・土木2班
第7 中小企業関係対策	土木1班
第8 風評被害等への対応	関係各班

第1 り災証明の発行

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第1「り災証明の発行」を参照。

第2 被災者台帳の整備

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第2「被災者台帳の整備」を参照。

第3 生活相談等

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第3「生活相談等」を参照。

第4 義援金の受け入れ・配分

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第4「義援金の受け入れ・配分」を参照。

第5 被災者の生活確保

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第5「被災者の生活確保」を参照。

第6 農林関係対策

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第6「農林関係対策」を参照。

第7 中小企業関係対策

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第7「中小企業関係対策」を参照。

第8 風評被害等への対応

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第2節「市民生活安定のための支援」第8「風評被害等への対応」を参照。

第3節 災害復旧事業

項目	担当班
第1 激甚法による災害復旧事業	市民班・関係各班
第2 その他の法律による災害復旧事業	市民班・関係各班

第1 激甚法による災害復旧事業

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第3節「災害復旧事業」第1「激甚法による災害復旧事業」を参照。

第2 その他の法律による災害復旧事業

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第3節「災害復旧事業」第2「その他の法律による災害復旧事業」を参照。

第4節 復興計画

項目	担当班
第1 復興計画作成の体制づくり	本部班・関係各班
第2 復興に対する合意形成	本部班・関係各班
第3 復興計画の推進	本部班・関係各班

第1 復興計画作成の体制づくり

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第4節「復興計画」第1「復興計画作成の体制づくり」を参照。

第2 復興に対する合意形成

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第4節「復興計画」第2「復興に対する合意形成」を参照。

第3 復興計画の推進

風水害対策編第4章「災害復旧計画」第4節「復興計画」第3「復興計画の推進」を参照。

那珂川市地域防災計画

地震対策編

(平成15年4月)
(平成20年7月改正)
(平成24年4月改正)
(平成25年4月改正)
(平成27年4月改正)
(令和3年4月改正)
(令和4年4月改正)
(令和7年2月改正)

編集・発行 那珂川市防災会議

事務局 那珂川市 市民生活部 安全安心課 危機管理担当

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
TEL 092-953-2211 FAX 092-953-3049

